自由権規約委員会の総括所見 (CCPR/C/JPN/CO/6) に対する日本政府コメント

1. 日本の第6回政府報告に関する自由権規約委員会の総括所見 (CCPR/C/JPN/CO/6) において、同委員会により日本政府が勧告の実施に関する情報を提供すべきとされている事項(パラ13, 14, 16及び18) の現状は以下のとおりである。日本政府としては、今後とも自由権規約委員会と建設的な対話を行っていきたい。

委員会勧告パラ13に対する回答ー死刑

委員会勧告パラ13(a)について

- 2. 死刑制度の存廃は、我が国の刑事司法制度の根幹にかかわる重要な問題であり、国民世論に十分配慮しつつ、社会における正義の実現等種々の観点から慎重に検討すべき問題である。
- 3. 国民世論の多数が極めて悪質、凶悪な犯罪については死刑もやむを得ないと考えており、凶悪犯罪がいまだ後を絶たない状況等に鑑みると、その罪責が著しく重大な凶悪犯罪を犯した者に対しては、死刑を科することもやむを得ないのであり、死刑を廃止することは適当でないと考えている。
- 4. 我が国において、法定刑として死刑が定められている罪は、制度上、殺人、強盗殺人等の最も重大な19の罪に限られている。

また、制度の運用上、死刑の選択の判断は、1983年7月8日の最高裁判所 判決において示された判断を踏まえて、極めて厳格かつ慎重に行われており、 その結果、刑事責任が著しく重大な、故意に被害者を殺害する行為を伴う凶悪 犯罪を犯した者に対してのみ死刑が科されている。

委員会勧告パラ13(b)について

- 5. 死刑確定者の処遇に関して勧告があった点については、現時点において、 取扱いを変更する予定はない。
- 6. 死刑執行の告知については、死刑確定者本人に対して、執行の当日、執行に先立ち行うこととしている。これは、本人に当日より前に告知した場合には、その心情の安定を害することが懸念されるとともに、かえって過大な苦痛を与えることにもなりかねないことから、現在の取扱いはやむを得ないものと考える。また、家族等に事前に執行を通知した場合には、通知を受けた家族等に対して無用な苦痛を与えること、仮に通知を受けた家族等と本人との面会が行われ、本人が執行の予定を知った場合には、同様の弊害が懸念されることから、現在の取扱いはやむを得ないと考える。

7. 刑事施設においては、死刑確定者の身柄を確保するとともに、その者が心情の安定を得られるように留意する必要があり、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第36条は、死刑確定者の処遇は、昼夜、単独室において行う旨を定め、原則として、居室外においても、相互に接触させてはならないとしている。もっとも、同条では、死刑確定者が心情の安定を得るために有益と認められる場合には、他の死刑確定者との接触を許すことも可能である旨を定めており、こうした取扱いが人権侵害とは考えていない。

委員会勧告パラ13(c)について

- 8. 現行の証拠開示制度においては、整理手続において、検察官請求証拠のほか、検察官請求証拠の証明力を判断するために必要な一定の類型に該当する証拠 (類型証拠) 及び被告人側の主張に関連する証拠 (主張関連証拠) が段階的に開示される仕組みとなっており、被告人の防御の準備のために必要な証拠が適切に開示されることになっている。
- 9. 運用においては、検察官は、現行の証拠開示制度の趣旨に沿った開示を行っている上、相当広範囲に証拠の任意開示を行っており、現状において、訴訟に必要なものは基本的に開示されている。
- 10. 加えて、法務大臣の諮問機関である法制審議会は、2014年9月、法務大臣に対し、現行制度を前提として、検察官が保管する証拠の標目等を記載した一覧表を交付する制度を創設することを答申し、その旨の法案が2015年3月に国会に提出された。
- 11. 日本国憲法第38条第2項は、「強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。」と規定し、これを受けて、刑事訴訟法第319条第1項は、「強制、拷問又は脅迫による自白、不当に長く抑留又は拘禁された後の自白その他任意にされたものではない疑いのある自白は、これを証拠とすることができない。」と規定しており、拷問あるいは不当な処遇によって得られた自白が証拠として採用されることはない。

委員会勧告パラ13(d)について

- 12. 死刑事件については、判決確定前の手続において、必ず弁護人が付され、厳格な証拠法則の下、慎重な手続により、事実認定及び死刑の選択の判断がなされている上、三審制の保障の下で裁判が確定する制度となっているところ、このような厳格かつ慎重な手続を経て確定した死刑判決については、厳正に執行するのが原則である。
- 13. これに対し、再審請求等の手続中は全て執行命令を発しないという取扱

いをすれば、死刑確定者が再審請求等を繰り返す限り永久に死刑の執行をなし 得ないことになり、刑事裁判の実現を期すことが不可能になる。

- 14. また、法務大臣が、死刑執行命令を発するに当たっては、個々の事案につき関係記録を十分に精査し、刑事訴訟法に定められている再審が開始されるべき事由が存在するかどうか等について慎重に検討している。
- 15. これらの観点から、再審請求等がなされた場合に、一律に死刑の執行を停止する制度を設けることは相当でないと考えている。
- 16. 前記のとおり、三審制の下で、有罪の認定、刑の量定等について上訴が 広範に認められ、また、弁護人にも上訴権が付与されており、現に、死刑判決 がなされた多数の事件で上訴がなされている状況にあることなどに鑑みれば、 死刑事件において義務的上訴制度を設ける必要はないと考えている。
- 17. 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律では、死刑確定者の面会について、原則として刑事施設の職員が立会することとしているが、裁判所の再審開始決定が確定した死刑確定者と弁護人との間の面会については、未決拘禁者(刑事被告人)に関する法律の規定が準用されるので、職員の立会いなどの措置は行われない。また、再審開始決定の確定していない死刑確定者と弁護士との間の面会についても、立会いのない面会の申出があった場合には、特段の事情がない限り、立会しない運用としており、個別具体的な事案において、各刑事施設の長が、適切に判断している。

委員会勧告パラ13(e)について

- 18. 刑事収容施設及び被収容者の処遇に関する法律第62条1項において、刑事施設の長は、被収容者が負傷し、又は疾病にかかっているなどの場合には、速やかに刑事施設の職員である医師による診察を行い、その他必要な医療上の措置を執るものとする旨を定めており、刑事施設では、死刑確定者に対して、常に注意が払われ、慎重な配慮がなされており、定期的な健康診断を行うほか、必要に応じて外部の医療機関で医師による診察を行うなど、死刑確定者の心身の状況の把握に努めている。
- 19. その結果, 死刑確定者が刑事訴訟法第479条に定める「心神喪失の状態に在る」ことが判明したときには, 同条に基づき法務大臣の命令によって執行を停止することとなっている。
- 20. 死刑確定者の精神状態も含めた健康状態については、今後とも、適切に把握し、対処するよう努める所存であり、これによって適切に対応しうることから、死刑確定者の精神状態を把握するための独立した仕組みを構築する必要はないと考えている。

委員会勧告パラ13(f)について

21. 前記パラ13(a)に係る情報のとおり、死刑を廃止することは適当ではないと考えており、第二選択議定書の締結問題については、慎重な検討が必要である。

委員会勧告パラ14に対する回答ー慰安婦問題

22. 日本政府は、慰安婦問題そのものを否定したり矮小化したりする意図は 毛頭ない。慰安婦問題に関しては、安倍晋三内閣総理大臣は、筆舌に尽くし難 いつらい思いをされた方々のことを思い、非常に心を痛めている、この点につ いての思いは、これまでも繰り返し表明されてきており、歴代内閣総理大臣と 変わらない旨繰り返し述べている。

23. 実際、日本は、慰安婦問題が多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問 題であることから,日本政府及び日本国民のおわびと反省の気持ちをいかなる 形で表すかにつき国民的な議論を尽くした結果、1995年7月19日、元慰 安婦の方々に対する償いの事業などを行うことを目的に、国民と政府が協力し て「アジア女性基金(AWF)」を設立した。具体的には、AWFは、韓国、フ ィリピン、台湾の元慰安婦(各政府・当局によって認定され、かつ本人が受取 りを望んだ方々)に対し、「償い金」(一人当たり200万円)をお渡しし、最 終的に285名(フィリピン211名、韓国61名、台湾13名)の元慰安婦 が受け取った。また、AWFは、右に加えて、上記のそれぞれの国・地域にお いて、医療・福祉支援事業(一人当たり300万円(韓国・台湾)、120万円 (フィリピン)) も実施しており、インドネシアにおいては高齢者のための福祉 施設整備のための財政支援を実施し、オランダにおいては、先の大戦中心身に わたり癒やしがたい傷を受けた方々の生活状況の改善を支援するための事業に 財政支援を行った。政府は,AWFの事業に必要な資金として総額約48億円 の拠出を行い、元慰安婦の方々への医療・福祉支援事業(総額約11億2、2 00万円) や国民からの募金に基づく「償い金」の支給等の基金事業に対して 最大限の協力を行ってきた。韓国における事業としては、事業終了までに、元 慰安婦合計61名に対し、民間による寄付を原資とする「償い金」200万円 を支給し、政府拠出金を原資とする医療・福祉支援事業300万円を実施(一 人当たり計500万円)した。さらに,「償い金」が提供された際,その当時の 内閣総理大臣(橋本龍太郎内閣総理大臣,小渕恵三内閣総理大臣,森喜朗内閣 総理大臣及び小泉純一郎内閣総理大臣)は、政府を代表して、自筆の署名を付 したおわびと反省を表明した手紙をそれぞれの元慰安婦に直接送った(別添参 照)。AWFは、インドネシアでの事業が終了したことを受け、2007年3月 に解散したが、現在も、AWFのフォローアップ事業を行っている。

24. このように、日本政府及び日本国民の善意と真摯な気持ちを少しでも元慰安婦に届けられるよう官民が協力して立ち上げ、多くの元慰安婦にその思いを伝えた「アジア女性基金」の取組について、改めて注意を喚起したい。韓国では、同基金の事業を受け入れた元慰安婦や申請しようとする元慰安婦に対し、韓国内の一部団体から「ハラスメント」が行われ、さらに、同基金の事業を受け入れた元慰安婦は韓国政府が支給することを決定した「生活支援金」の対象外となった。このような理由から全員には受け取っていただけなかったことは残念(ただし、当時、韓国政府により認定を受けていた200名程度の慰安婦のうち、最終的に61名の慰安婦が受け取った。)。このような点を含め、同基金の取組については改めて評価されるべきと考える。同基金のような元慰安婦支援事業は、日本が韓国に先がけて行ったものであることにも注意を喚起したい。

25. 慰安婦問題を含め先の大戦に係る賠償並びに財産及び請求権の問題については、日本政府は米、英、仏等45か国との間で締結したサンフランシスコ平和条約及び二国間条約等に従って誠実に対応してきており、これらの条約等の当事国との間では、元慰安婦も含めて個人の請求権の問題については法的に解決済みである。特に、韓国との間では、日韓請求権協定第2条1が、「両締約国及びその国民(法人を含む。)の財産、権利及び利益並びに両締約国及びその国民の間の請求権に関する問題が、1951年9月8日にサンフランシスコ市で署名された日本国との平和条約第4条(a)に規定されたものを含めて、完全かつ最終的に解決されたこととなることを確認する。」と規定している。なお、我が国は、この請求権協定に基づき、韓国に5億ドルの資金供与及び3億ドルを超える民間信用供与を実施した。政府が供与した5億ドルは当時の韓国の国家予算の約1.6倍に相当した。上記の「アジア女性基金」は、この法的解決が行われていたにもかかわらず、日本側の善意の努力として行われたものである。

26. また、この機会に、これまでの国連特別報告者による報告書や人権条約委員会による非難・勧告には、一方的で裏付けの取られていない主張が記載されていることを指摘したい。例えば、「慰安婦を強制連行した」とする唯一の証言者である吉田清治氏の証言や慰安婦の数字について「20万人」との数字が言及されたが、これまでこれらを積極的に報じてきた日本の大手新聞社が、2014年8月に吉田氏の証言に基づく記事について、証言は虚偽であると判断して取り消し、同氏に関する誤った記事を掲載したことについて謝罪した。また、同社は、慰安婦と「20万人」との数字の基になったと思われる女子挺身隊と慰安婦との混同を認めた。

27. 1990年代初頭以降に行った調査で日本政府が発見した資料(対外公

表済)の中には、軍や官憲によるいわゆる強制連行を直接示すような記述は見当たらなかった。また「20万人」という数字は、同新聞が慰安婦と女子挺身隊を混同して報じたことが契機に広がった数字であり、具体的裏付けはない。これらの誤った事実関係が国連における報告書や勧告の有力な根拠となっていることがあるのは大変残念。

- 28. 日本政府が求めていることは、正しい事実認識に基づき、日本の取組に対して国際社会から正当な評価を受けることである。
- 29. これまでの歴史の中では多くの戦争があり、その中で、女性の人権が侵害されてきた。21世紀こそ人権侵害のない世紀にすることが大切であり、我が国としても全力を尽くしていく考えである。
- 30. 最後に、そもそも、自由権規約は、日本が同規約を締結(1979年)する以前に生じた問題に対して遡って適用されないため、慰安婦問題を同規約の実施状況の報告において取り上げることは適切でないというのが日本政府の基本的な考え方である。また、同規約委員会の総括所見にある「性的奴隷」との表現については、日本政府として、1926年の奴隷条約の奴隷の定義について検討したが、当時の国際法上、奴隷条約第一条に規定された「奴隷制度」の定義に鑑みても、慰安婦制度を「奴隷制度」とすることは不適切であると考える。
- 31. なお、教育については、法律に基づき定められた、学校が編成する教育課程の基準である学習指導要領において、第二次世界大戦が人類全体に惨禍を及ぼしたことなどについて理解させることとしており、教科書については、学習指導要領に基づいた上で、具体的に何を記述するかは民間の教科書発行者の判断に委ねられており、そのうち慰安婦について記述した教科書もある。

委員会勧告パラ16に対する回答-技能実習制度

- 32. 技能実習制度については、これまで指摘されている懸念を踏まえ、制度の見直しを行うべく、関係法案を本年3月6日に国会に提出したところである。 33. 見直し後の技能実習制度においては、
 - ① 実習の各段階での技能評価を推進すること(技能実習2号(入国1年目で修得した技能等に習熟するために、2・3年目で行う活動)修了時の技能評価試験の受検を義務化等)
 - ② 監理団体(※)を許可制,実習実施機関を届出制とし,技能実習計画は個々に認定制とすること
 - ③ 新たな外国人技能実習機構(認可法人)を創設し、監理団体等に報告を求め、実地に検査する等の業務を実施すること
 - ④ 技能実習生からの通報・申告窓口を整備するとともに、実習先変更支援

を充実すること

- ⑤ 旅券の取上げ等の人権侵害行為等に対する罰則を整備すること
- ⑥ 送出しを希望する国との間で取決めを作成し、相手国政府と協力して不適 正な送出し機関の排除を目指すこと

等を行うこととしており、これらにより、技能実習制度の一層の適正化が図られるものと考えている。

- (※) 商工会や中小企業団体等営利を目的としない団体。
- 34. 厚生労働省では、労働搾取を目的とした人身取引の防止のため、技能実習生について強制労働を始めとする労働基準関係法令違反が行われているなどの問題があると考えられる実習実施機関に対しては、積極的に監督指導を実施し、確認できた法違反については、是正指導を行い、未払いの賃金を支払わせるなど是正を確認することにより、技能実習生の労働条件や安全衛生を確保しているとともに、重大・悪質な法違反については、送検するなど厳正に対処している。特に、強制労働のほか、技能実習生への暴行・脅迫・監禁等、技能実習生からの違約金等の徴収等、技能実習生の預金通帳・印鑑・旅券等の取上げ等が疑われ、かつ、技能実習生に係る労働基準関係法令違反が疑われるなど技能実習生の人権侵害が疑われる事案に対しては、労働基準監督機関と入国管理局が、合同で監督・調査を実施するなど、これまで以上に連携強化を図っている。
- 35. なお, 2013年には2, 318事業場(実習実施機関)に対し監督指導を実施した。また技能実習生に係る重大又は悪質な労働基準関係法令違反について, 12件を送検した。引き続き, 実習実施機関に対しては重点的監督指導を実施していく。
- 36. また、法務省においては、従来より不適正な受入れを行っている疑いのある実習実施機関や監理団体に対しては、実地調査を実施し、不正行為と認められたものについては、その類型別に応じて最長で5年の受入れ停止をするなど厳格に対応している。2014年に不正行為を通知した件数は、241件である。
- 37. 警察においては、技能実習制度等において人身取引事犯を認知した場合には、労働基準監督署や入国管理局等の関係機関と連携の上、取締り及び被害者の保護・支援等に的確に対処することとしている。

委員会勧告パラ18に対する回答ー代替収容制度(代用監獄)及び自白強要

38. 現在の日本においては、留置施設に比べて刑事施設の数が少ないこと等から、代替収容制度は、迅速かつ適正な犯罪捜査を遂行する上でも、また、被 疑者と弁護人、家族等との面会の便にも資するものとして運用されており、現 時点において、代替収容制度を廃止することは現実的でないと認識している。 39. さらに、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律において、① 「捜査と留置の分離」、②部外の第三者からなる留置施設視察委員会制度の創設、 ③被留置者による不服申立制度の整備等が明確に規定されているほか、被留置 者等の適正な処遇を図るための制度的改善に努めている。

委員会勧告パラ 18(a)について

40. 諸外国の中には、捜査を行うに当たって被疑者を逮捕することを原則とし、必ずしも裁判官の事前審査を要せず、捜査官の判断で相当な嫌疑があれば被疑者の逮捕が行われる国や捜査段階の勾留が数か月以上にも及ぶ国もあると承知しているが、我が国においては、在宅捜査を原則とし、被疑者の身柄拘束は、罪証を隠滅し又は逃亡するおそれのある場合に限って行われている上、厳格な時間制限が設けられており、逮捕、勾留及び勾留延長の各段階で裁判官の審査が必要とされていること、勾留取消しや勾留執行停止によって身柄拘束から解放する制度も設けられていることなどから、起訴前保釈制度を設ける必要性は低い。

4.1. なお、この点については、法制審議会において議論がなされたものの、制度化は見送られた。

委員会勧告パラ18(b)について

- 42. 弁護人選任権について、刑事訴訟法上、逮捕の際に弁護人選任権の告知が義務づけられている(同法第203条第1項、第204条第1項)ところ、法務大臣の諮問機関である法制審議会は、2014年9月、法務大臣に対し、①弁護人選任権を告知する際に選任方法についても教示しなければならないものとすること、②勾留中の全ての被疑者に国選弁護人を付することができるようにすることを答申し、その旨の法案が2015年3月に国会に提出された。
- 43. 弁護人による取調べへの立会いの制度化について、法制審議会において議論がなされたものの、取調べの在り方を根本的に変質させ、その機能を大幅に損なうおそれが大きいなどの問題点が指摘されたことから、慎重な検討が必要であるとされ、制度化が見送られた。
- 44. なお、運用上、被疑者の取調べに弁護人の立会いを認めるかどうかは、 取調べを行う検察官や警察官において、取調べの機能を損なうおそれ、関係者 の名誉及びプライバシーや捜査の秘密が害されるおそれ等を考慮し、事案に応 じて、適切に判断がなされている。

委員会勧告パラ18(c)について

45. 現在の運用上、検察官は、被疑者の身柄を拘束中の事件で、裁判員裁判対象事件、知的障害によりコミュニケーション能力に問題がある被疑者等に係る事件、精神の障害等により責任能力の減退・喪失が疑われる被疑者に係る事件、いわゆる独自捜査事件であって、検察官が被疑者を逮捕した事件にあたるものについて、公判請求が見込まれない場合であるなどの一定の事情がある場合を除き、全過程を含め、できる限り広範囲な録音・録画を行うなど、積極的な取組を行っている。2014年4月から2015年3月までの実施件数(実施率)は、裁判員裁判対象事件が3、800件(99、0パーセント)、知的障害によりコミュニケーション能力に問題がある被疑者等に係る事件が1、201件(99、2パーセント)、精神の障害等により責任能力の減退・喪失が疑われる被疑者に係る事件が2、959件(99、3パーセント)、いわゆる独自捜査事件が99件(100パーセント)であった。

46. また、検察官は、これまでの成果を踏まえ、2014年10月1日から、公判請求が見込まれる身柄事件で被疑者の取調べを録音・録画することが必要であると考えられる事件、公判請求が見込まれる事件で被害者・参考人の取調べを録音・録画することが必要であると考えられる事件について、取調べの全過程の録音・録画を含め、更に積極的に録音・録画の取組を行っている。2014年10月から2015年3月までの実施件数は、被疑者の取調べが14、499件、被害者・参考人の取調べが531件であった。

47. 警察においても、2008年9月から取調べの録音・録画の試行を実施しており、試行開始以降2015年3月までの6年7か月で裁判員裁判対象事件について10、496件(2014年度中における実施率は約85. 2パーセント)、2012年5月から2015年3月までの2年11か月で知的障害を有する被疑者に係る事件について3、140件実施している(2014年度中における実施率は約99. 3パーセント)。

48. なお、取調べの録音・録画について、法務大臣の諮問機関である法制審議会は、2014年9月、法務大臣に対し、一定の事件について、被疑者取調べの録音・録画制度等を法制度化することを答申し、その旨の法案が2015年3月に国会に提出された。

49. また、検察では、取調べの適正を一層確保するため、最高検察庁から通達を発出しており、例えば、取調べに当たっての一層の配慮として、刑事施設等における所定の時間帯での就寝・食事等への配慮や、深夜に又は長時間にわたり取調べを行うことを避けることなどが指示されているほか、取調べに関する不満等に対する適切な対応や、被疑者と弁護人等の間の接見に対する一層の配慮を行うよう指示されており、検察官は、これらの通達に従って、適正な取調べの実現に努めているほか、最高検察庁に設置された監察指導部において、

取調べ等に関する不満等について検察内外からの情報を把握・分析し、必要に 応じて事実関係の調査を行って必要な指導等に当たっている。

- 50. さらに、検察では、最高検察庁からの通達に従って、取調べ状況を書面で記録するとともに、その内容を被疑者に確認させて、その署名指印を得ることなどの措置を講じることとしている。
- 5 1. 警察においても、規則により、被疑者に過度の負担をかけることがないよう、取調べの時間及び時刻について配慮し、やむを得ない理由がある場合のほか、深夜に又は長時間にわたる取調べを原則として避けなければならないとされており、1日につき8時間を超えて取調べを行うとき等には警察本部長等の事前の承認を受けることとした上、この事前の承認を受けずにこのような取調べを行った場合には、捜査部門とは異なる取調べを監督する部門において、取調べの中止その他の措置を講ずることができるものとされている。
- 52. また、警察では、規則により、取調べ状況を書面に記録するとともに、 その内容を被疑者に確認させて、その署名指印を得ることなどの措置も講じな ければならないこととされている。
- 53. 警察の取調べにおいては、規則により、強制、拷問、脅迫その他供述の任意性について疑念を抱かれるような方法を用いてはならないこととされている。その上で、捜査部門とは異なる取調べを監督する部門において、随時被疑者取調べの状況の確認を行うこと等により、被疑者取調べに際し、当該被疑者取調べに携わる警察官が、やむを得ない場合を除き被疑者の身体に接触することや、殊更に不安を覚えさせ又は困惑させるような言動をすること等がないよう監督し、これらの行為があると認めた場合は、被疑者取調べの中止その他の措置を求めることができるものとされている。
- 54. さらに、これら被疑者取調べの監督実施状況については、年に少なくとも1回、都道府県公安委員会に報告しなければならないこととされている。なお、都道府県公安委員会は、都道府県警察の民主的運営を保障するため、住民の良識を代表する合議制の機関として置かれ、第三者的な立場から都道府県警察を管理しているものである。

委員会勧告パラ18(d)について

- 55. 警察では、被疑者取調べに係る苦情については、規則に基づき、捜査部門とは異なる取調べを監督する部門に苦情内容が通知され、必要に応じて調査することとなっている。
- 56. また、取調べについて苦情がある者は、警察法第79条に基づき、都道府県公安委員会に対する苦情の申出もすることができ、申出を受けた都道府県公安委員会は、法令又は条例の規定に基づきこれを誠実に処理し、処理の結果

を文書により申出者に通知することとされている。

57. 都道府県公安委員会は、都道府県警察の民主的運営を保障するため、住民の良識を代表する合議制の機関として置かれ、第三者的な立場から、都道府県警察を管理するものであり、その委員は、当該都道府県の議会の議員の被選挙権を有する者で、任命前5年間に警察又は検察の職務を行う職業的公務員の前歴のないもののうちから、都道府県知事が都道府県の議会の同意を得て任命される。したがって、都道府県公安委員会の不服申立ての審査は、当然のことながら、第三者的な立場から客観的かつ公平に行われる。

58. なお、以上は、簡易迅速な救済手段を定めた行政過程における不服申立制度であるが、当然のことながら、違法に権利を侵害された者は、裁判所に訴訟を提起することができる。

(了)

元慰安婦の方々に対する内閣総理大臣の手紙

拝啓

このたび、政府と国民が協力して進めている「女性のためのアジア平和国民 基金」を通じ、元従軍慰安婦の方々へのわが国の国民的な償いが行われるに際 し、私の気持ちを表明させていただきます。

いわゆる従軍慰安婦問題は、当時の軍の関与の下に、多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題でございました。私は、日本国の内閣総理大臣として改めて、いわゆる従軍慰安婦として数多の苦痛を経験され、心身にわたり癒しがたい傷を負われたすべての方々に対し、心からおわびと反省の気持ちを申し上げます。

我々は、過去の重みからも未来への責任からも逃げるわけにはまいりません。 わが国としては、道義的な責任を痛感しつつ、おわびと反省の気持ちを踏まえ、 過去の歴史を直視し、正しくこれを後世に伝えるとともに、いわれなき暴力な ど女性の名誉と尊厳に関わる諸問題にも積極的に取り組んでいかなければなら ないと考えております。

末筆ながら、皆様方のこれからの人生が安らかなものとなりますよう、心からお祈りしております。

敬具

日本国内閣総理大臣